

第2回

平成26年10月7日

専門特殊講義 | <知財戦略論>

著作権法 概観

杉山 務

「999盗作」疑惑裁判



松本零士



槇原敬之

「999」の台詞

時間は夢を裏切らない
夢も時間を裏切っては
ならない

<24字> 銀河鉄道999

「約束の場所」の歌詞

夢は時間を裏切らない
時間も夢を決して裏切ら
ない

<23字> CHEMISTRY「約束の場所」

地裁判決:「裏切ってはならない」となっているのに対し、原告表現第2文においては、「決して裏切らない」となっており、この表現上の相違から受ける印象は相当程度異なる。短い文章においては、「裏切ってはならない」と「決して裏切らない」という相違は、必ずしも小さなものではない

東京地裁201226

うた（歌・唄・ソング）の著作権

うたの構成

詩	作詞	作詩家	著作権	
曲	作曲	作曲家	著作権	
	編曲		編曲家	著作隣接権
演奏	楽器演奏・指揮		著作隣接権	
歌唱	歌手		著作隣接権	
	※ それぞれに、 著作者人格権 （特に 同一性保持権 ）			
CD製作・販売	インターネット配信			

うたの利用

CD購入、カラオケ、着メロ、楽譜
 BGM: 店舗、映画、有線放送
 発表会、放送、映像の挿入歌

3

「おふくろさん」騒動

同一性保持権（著作権法第20条1項）

「おふくろさん」冒頭に加えられた保富庚午氏の歌詞

いつも心配かけてばかり
 いけない息子の僕でした
 今はできないことだけど
 叱(しか)ってほしいよ
 もう一度

おふくろさん 川内康範 作詞 猪俣公章 作曲

おふくろさんよ おふくろさん
 空を見上げりゃ 空にある
 雨の降る日は 傘になり
 お前もいつかは 世の中の
 傘になれよと 教えてくれた
 あなたの あなたの真実
 忘れはしない

知的創作物についての権利

・著作権（創作と同時に自動的に権利が発生）

著作権制度は、
「音楽や小説、絵画などの著作物に関し、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」を目的



絵画



彫刻



音楽



小説

5

知的創作物についての権利

保護の対象となる著作物であるための要件

- (1) 「思想又は感情」を表現したもの
→ 単なるデータが除かれる
- (2) 思想又は感情を「表現したもの」
→ アイデア等が除かれる
- (3) 思想又は感情を「創作的」に表現したもの
→ 他人の作品の単なる模倣が除かれる
- (4) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの
→ 工業製品等が除かれる

6

突然の質問 権利侵害？



原告



被告

武富士事件:東京地裁151112Y



原告



被告

表紙イラスト事件:東京地裁160625Y



原告



被告

行灯事件:京都地裁071019Z

廣告 (1)

原告

廣告 (2)-a

被告

商業広告事件:大阪地裁600329Z

原告の写真

原告

被告の写真

被告

西瓜事件:東京高裁130621Y

原告

被告

竜馬伝題字事件:京都地裁240329Z



原告



被告

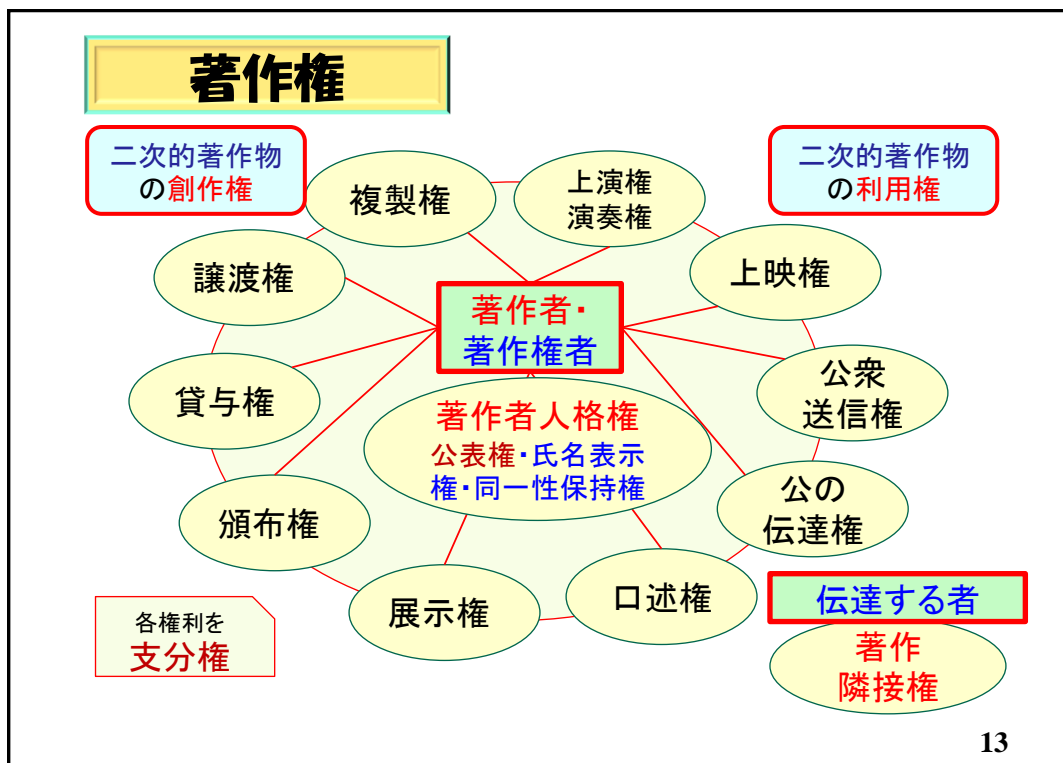
タウンページキャラクタ事件：東京地裁111221Z

著作物の種類

10条

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の**言語**の著作物
- 二 **音楽**の著作物
- 三 **舞踊**又は**無言劇**の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の**美術**の著作物
- 五 **建築**の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型
その他の**図形**の著作物
- 七 **映画**の著作物
- 八 **写真**の著作物
- 九 **プログラム**の著作物



著作者の権利

著作者人格権 17条

- ・著作者の**人格的利益**(精神的に傷つけられないこと)を保護
- ・著作物が創作された時点で付与(無審査、無登録)
- ・**譲渡**又は相続をすることができない
- ・保護期間は著作者の生存期間。しかし、著作者が存しなくなった後でも、著作者人格権の侵害となる行為はしてはならない

著作権(財産権)

- ・著作者の**経済的利益**(経済的に損しないこと)を保護
- ・著作物が創作された時点で付与(無審査、無登録)
- ・譲渡又は相続をすることができる
- ・創作したときから始まり、**死後50年間**経過するまで存続

14

著作権（財産権）

財産権における「〇〇権」 ➡ 他人が無断で〇〇することを止めることができる権利（**許諾権**）

複製権

コピーを作成に関する権利

- ・どのような方法であれ、著作物を形のある物に複製する（コピーする）ことに関する権利
- ・「生」のものを録音・録画・筆記することも含む
- ・脚本等の演劇用の著作物にあつては、その上演又は放送を録音・録画することも含む

15

著作権（財産権）

コピーを使わずに公衆に伝えること（提示）に関する権利

上演権 演奏権

22条

- ・公に上演したり演奏したりすることに関する権利
- ・CDやDVDの再生も含む

上映権

22条の2

- ・ビデオテープやDVDなどに録画されている著作物を公に上映することに関する権利
- ・ダウンロードした動画や静止画をディスプレイに映し出して公衆に見せることも含む

公衆 送信権

23条1項

- ・著作物を公衆向けに送信することに関する権利
- ・テレビ、ラジオなどの放送、CATVなどの有線放送、サーバーからのインタラクティブ送信（自動公衆送信）などを含む
- ・自動公衆送信の場合、サーバーへのアップロード（送信可能化）という行為も含む（複製権も侵害）

16

著作権（財産権）

コピーを使わずに公衆に伝えること(提示)に関する権利

公の 伝達権

23条2項

・公衆送信された著作物を、**テレビ**などの受信装置を使って公に伝達する(公衆に見せたり聞かせたりすること)に関する権利

口述権

24条

・言語の著作物を朗読などの方法により**口頭**で公に伝達することに関する権利
CDに録音された著作物の再生も含む

展示権

25条

・**美術**の著作物と未発行の**写真**の著作物の原作品を公に展示することに関する権利

17

著作権（財産権）

コピーを使って公衆に伝えることに関する権利

譲渡権

26条の2

・著作物を公衆に譲渡することに関する権利
映画の著作物は除く

貸与権

26条の3

・著作物を公衆に貸与することに関する権利
映画の著作物は除く

頒布権

26条

・**映画の著作物に限り**、譲渡と貸与の両方をカバーする権利
譲渡によっても権利は**消尽**しない

18

ゲームソフト事件 (ビデオゲームは映画の著作物?)

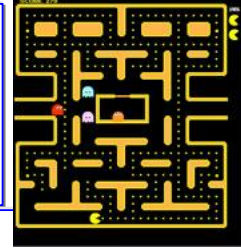
パックマン事件(焦点は上映権)

ナムコ VS 酔心興業(喫茶店「マイアミ」)

1. 事件の内容

ナムコが、喫茶店「マイアミ」を経営している酔心興業に対し、「パックマン」の違法複製物を喫茶店で、著作権の**上映権を侵害している**として損害賠償の請求をした。

マイアミ自身が「パックマン」の違法複製物を作成したわけではないので、「複製権」でなく、**映画の上映権の侵害を訴えた。**



2. マイアミの反論<争点>

ビデオゲームは、映画とは異なる。ビデオゲームの目的は将棋等と同じく、得点を重ねゲームを楽しむことが目的であり、表示される映像は、ゲームを行うための道具にすぎない。また、映画のように「物に固定」されていない。

3. 裁判所の判断 (東京地方昭和五六年(ワ)第八三七一号; 東京地裁590928)

ビデオゲームも映画の著作物に該当する(ナムコの勝訴)

- ① ビデオゲームも、映画の効果に類似する視覚的、聴覚的效果を生じさせる
- ② ゲームによる映像の変化もレバー操作に応じた有限のものであり、再現性があるので「物に固定」されているとみなされる
- ③ 著作者の知的文化的精神活動の所産として産み出されたものであることも明らか

17

著作権 (財産権)

二次的著作物の創作・利用に関する権利

二次的著作物の創作権

27条

・著作物(原作)を翻訳、編曲、変形し、又は、脚色、映画化、その他翻案することに関する権利

二次的著作物の利用権

28条

・自分の著作物(原作)から創られた二次的著作物をさらに第三者が利用することに関する権利

翻訳物をコピーする場合、翻訳者はもちろんのこと、原作者の許諾も得なければならない

20



著作権隣接権

著作物などを人々に伝達した者に与えられる権利

実演家

89条1項

・実演を行う者(俳優、舞踊家、歌手)、実演を指揮する者、実演を演出する者

レコード製作者

89条2項

・音を最初に固定した者

放送事業者

89条3項

・放送を業として行う者

有線放送事業者

89条4項

・有線放送を業として行う者

21



著作権隣接権

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること

2条1項3号

実演家の権利

91条～95条の3

許諾権

生の実演

録音された実演

録音・録画権
放送権
有線放送権
送信可能化権

複製権
送信可能化権
譲渡権
貸与権

(レコード発売後1年間)

補償金請求権

録音された実演

・放送・有線放送について使用料請求
・貸レコードについて使用料請求

(レコード発売後2年目～50年目)

22

☆ **著作権隣接権**

レコードとは、
蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものを専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く

2条1項5号

レコード製作者の権利
第96条～第97条の3

許諾権

複製権
送信可能化権
譲渡権
貸与権 (レコード発売後1年間)

補償金請求権

放送・有線放送についての使用料
貸レコードについての使用料
(レコード発売後2年目～50年目)

音楽CD逆輸入禁止
海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で格安に販売されるのを防止するために、4年間の輸入禁止期間を設ける

23

☆ **著作権隣接権**

放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う**無線通信**の送信

2条1項8号

放送事業者の権利
98条～100条

許諾権

複製権
再放送権、有線放送権
テレビ放送の伝達権

有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う**有線電気通信**の送信

2条1項9号の2

有線放送事業者の権利
100条の2～100条の4

許諾権

複製権
放送権、再有線放送権
有線テレビ放送の伝達権

24

ま と め



著作権制度の目的は、**文化の発展**にある
著作権には、**著作者人格権**と財産的な著作権がある
著作権の財産権は**支分権**と呼ばれる権利の束である

ご清聴 ありがとうございました。